

東広島市ビジネスチェンジ 支援事業補助金について



(市ホームページ)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況の好転を図るため、ITツール等を用い、生産性の向上や非対面型ビジネスモデルへの転換を目指す新たな取組を実施する方を応援します。

補助金額

※申請は1回限り

30万円(事業費)を上限に補助対象経費の全額を補助。

また、(申請支援費)について1万円を上限に補助します。

補助対象者

※次の全てを満たす者

- ・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者
- ・市税の滞納がない者
- ・業況好転及び生産性向上のための取組を新たに開始する者
- ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者
- ・2020年10月以降の連続する12か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。
- ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に協力すること。(※詳細は市HPをご覧ください。)

補助対象事業

- ・ITツールの導入及び設備のIoT化
- ・非対面型ビジネスモデルへの転換
- ・テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備
- ・レイアウト変更や動線確保による業務効率化
- ・作業効率の向上を目的とした新システムの導入
- ・作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新
- ・その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの

【補助対象事業の例】

- ・センサー導入による生産工程の見える化
- ・Web受発注システムの導入
- ・会計システムによる経理時間の削減、経営状態課題の見える化

非対面
ビジネスモデル
への転換

生産性の向上

補助率

対象事業費の10/10

申請受付期間

2021(令和3)年10月1日から2022(令和4)年1月31日まで

※申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了とします。

補助対象経費

対象期間：2021(令和3)年10月1日から2022(令和4)年2月28日まで

- ITツールの導入及び設備のIoT化、テレワーク環境の整備にかかる機器費用
(データの送受信、利活用のための機器費用(各種センサー類, カメラ, GPS, Wi-fi, LPWA, RFID, サーバ等)及びこれらの設置費用)
- ソフトウェア
パッケージソフト、新しく構築された又はカスタマイズしたソフトかは不問。
- クラウド費用
クラウドサービスの利用費用
- リース料
上記費用をリース契約に基づいて支払うリース料
- 外注費、委託費
補助事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計、工事に係る外注費
又は委託費
- 専門家経費
導入又は活用方法を実証するため、外部事業者(専門家)から技術指導を受ける
場合に要する謝金、委託費
- その他、市長が助成対象として適当と認めるもの
上記に含まれていないが、業況の好転に向けた生産性向上に資すると考えられるもの
- 申請支援費
指定機関による申請支援に要する経費

申請方法

次の申請支援機関に相談の上、必要書類の作成をして、ビジネスチェンジ支援事業補助金申請書に次の書類①～⑤のうち、必要な書類を添えて「東広島市産業部産業振興課」に郵送で提出してください。
提出に関して不明な点、よくわからない点等がある場合は、窓口でもご相談・提出書類の受付をさせていただきます。

- ①ビジネスチェンジ計画書
- ②営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、開業届、営業許可証等）
- ③住民票記載事項証明書（個人の場合）、法人登記簿謄本（法人の場合）
- ④売上高確認表（該当期間の合計売上高が10%以上減少）
- ⑤支出予定金額証拠書類（見積書等）
- ⑥市税に滞納がない事の証明書
- ⑦その他市長が必要と認める書類
(誓約書兼同意書、新しいビジネスの実施に必要な各種許可証等)

申請支援機関

東広島商工会議所、黒瀬商工会、安芸津町商工会、広島県央商工会、〇〇税理士事務所、〇〇～～～～、など

※市HPにて随時更新（表面QRコードを参照）

お問い合わせ・書類提出先

【東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金に関すること】

東広島市 産業部 産業振興課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話番号：082-420-0921 FAX番号：082-422-5805

E-mail：hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp